

第3次岡山県消費生活基本計画

(第2次岡山県消費者教育推進計画)

～消費者が主役となる社会を目指して～

計画期間：平成28(2016)年度～32(2020)年度

概要版



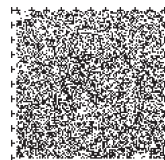
計画変更の趣旨

県では、平成28(2016)年3月に策定した「第3次岡山県消費生活基本計画」(平成28(2016)年度～平成32(2020)年度)に基づき、消費者施策を推進しています。

このたび、消費生活を取り巻く環境の変化や民法の成年年齢の引下げなどの新たな課題に対応するため、国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成30年3月変更)等を踏まえ、同計画を変更するとともに、「岡山県消費者教育推進計画」と統合して、消費者施策を一層総合的・効果的に推進することとしました。

平成28(2016)年3月
(平成31(2019)年3月変更)

岡山県



基本目標・重点目標

5つの基本目標と16の重点目標を定め、目標ごとに具体的な施策の方向を示しています。

基本目標Ⅰ

安全・安心な商品・サービスの確保

食品、家庭用品、医薬品、住宅等について安全が確保され、消費者が安心できるように、指導や監視、情報提供などを行います。

- 重点目標1 生産から消費に至る一貫した食の安全確保
- 重点目標2 商品（食品以外）・サービスの安全性の確保
- 重点目標3 安心の定着に向けた信頼の確立



基本目標Ⅱ

自主的かつ合理的な選択の機会の確保

合理的に商品やサービスを選ぶためには、適正な規格や表示、公正・公平な取引、公正な価格、必要な商品やサービスの安定供給などが必要です。

各種法令に基づいた指導や監視、消費者への情報提供などを行い、自主的かつ合理的な選択の機会の確保を図ります。

- 重点目標1 規格・表示等の適正化
- 重点目標2 取引における公正・公平の確保
- 重点目標3 公正な価格の形成
- 重点目標4 生活必需品の安定供給

基本目標Ⅲ

消費者教育の推進

自立した消費者の育成に向けて、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を実施するとともに、消費者教育を担う人材の育成をはじめ、関連する教育との連携や幅広い情報共有などを推進します。

- 重点目標1 体系的な消費者教育の実施
- 重点目標2 消費者教育を担う人材の育成
- 重点目標3 他の関連する教育との連携
- 重点目標4 情報の提供と共有

基本目標Ⅳ

消費者の主体的な活動への支援

公正で持続可能な社会を目指して、人や社会、環境に配慮した消費行動などへの意識醸成や、より良い社会発展に向けた消費者の主体的な行動の促進を図ります。

また、消費者の組織的な活動を支援するとともに、消費者の意見を施策に適切に反映します。

- 重点目標1 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進
- 重点目標2 消費者の組織活動の促進
- 重点目標3 消費者の意見の反映

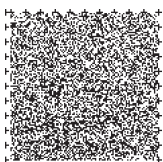


基本目標Ⅴ

消費者被害の防止・救済

消費者被害防止、早期発見、迅速な対応のため、県消費生活センターの充実及び市町村の相談体制充実への支援を行います。特に、高齢者や障害のある人等の被害防止等のため、福祉関係者や周囲の人などと連携した消費者被害の防止・救済体制の構築を支援します。

- 重点目標1 消費者被害の防止
- 重点目標2 消費者被害からの救済



施策1 消費者教育の推進

消費者被害の防止と、消費者それぞれの価値観や人生設計に応じて合理的な消費活動ができる自立した消費者の育成のため、次の3点を中心に、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進します。

- (1) 若年者への消費者教育の推進
- (2) 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進
- (3) 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進

(施策例)

- ・ 学校教育等における実践的な消費者教育教材を活用した授業等の普及促進
- ・ 障害のある人に配慮した教材の開発と講座の実施
- ・ 情報リテラシー等の向上に資する取組などに関する情報の共有と活用の促進 等



目標値

- 消費生活セミナー受講者数 7,000人/年度
- 教員向け消費者教育講座受講者数 350人(累計)
- 実践的な消費者教育教材を活用した授業等を実施する公立の高等学校等の割合 100%

施策2 地域における消費者問題解決力の強化

消費者被害の防止、早期発見、迅速な対応のため、市町村の消費生活相談体制の充実と、特に高齢者等の被害防止、相談機関への誘導のため、地域の見守りネットワーク構築等を進めます。

(施策例)

- ・ 市町村相談体制整備への支援
- ・ 地域の見守りネットワーク構築支援 等

目標値

- 消費生活センターの設置
 - ①人口5万人以上の市 6市
 - ②人口5万人未満の市町村 11市町村以上
- 消費生活相談員の配置 17市町村以上
- 市町村消費生活相談窓口の認知度 30%以上
- 「消費者安全確保地域協議会」の設置(人口5万人以上の市) 6市

施策3 悪質な事業者の監視・指導・取締の強化

国や他の都道府県等とも連携し、悪質な事業者への監視・指導を強化するとともに、必要に応じて厳正な行政処分及び事業者名の公表を行います。

(施策例)

- ・ 特定商取引法、景品表示法、食品表示法等に基づく監視、指導、処分 等



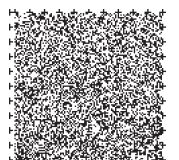
目標値

- 全国消費生活情報ネットワークシステムで情報収集を行う市町村 27市町村

計画の進め方

次のことに考慮して推進していきます。

- ① 推進体制
- ② 県民、各種団体等との連携
- ③ 国、他の都道府県、市町村との連携
- ④ 具体的施策の進捗状況の調査及び見直し
- ⑤ 諸情勢の変化への対応



県民の皆様へ

- 1 県では、県民の皆様が、消費者被害に遭わず、合理的な判断ができる消費者になっていただくために、市町村等と連携して、啓発講座の開催や消費者教育教材の提供等を行っています。**(基本目標Ⅲ 消費者教育の推進)**

自立した消費者を目指して、積極的に参加・活用してください。

- 2 県と市町村では、県民の皆様の消費者トラブルなどに関する消費生活相談窓口を設けています。**(基本目標Ⅴ 消費者被害の防止・救済)**

困ったときは、まず消費者ホットライン188にお電話ください。

- 3 県と市町村では、高齢者をはじめ地域で暮らす皆様の消費者被害を防止するために、見守りネットワークづくりに取り組んでいます。**(基本目標Ⅴ 消費者被害の防止・救済)**

それぞれのお立場から、地域の消費者被害防止に、ご協力ください。

困ったときはまず相談!

消費者ホットライン

年末年始を除いて
原則毎日御利用いただけます。

局番なし **188** (イヤヤ)



©岡山県「ももち」

※最寄りの消費生活相談窓口を御案内します。
※IP電話・PHSからは御利用いただけません。

県の消費生活相談窓口

岡山県消費生活センター

※土日も開所しています。

相談日時：火～日曜 9時～16時30分


 **086-226-0999**

〒700-0807

岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ5階

岡山県消費生活センター津山分室

相談日時：月～金曜 9時～12時、13時～16時30分

 **0868-23-1247**

〒708-8506

津山市山下53 岡山県美作県民局相談室内

第3次岡山県消費生活基本計画についての問い合わせ先

岡山県県民生活部 暮らし安全安心課 消費生活班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL：086-226-7346 FAX：086-225-9151

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/22/>

